



# IASB会議報告 (2011年12月～2012年4月)

国際会計基準審議会理事 おうち たかつく  
**鶯地 隆継**  
※ IASB：国際会計基準審議会

今回は2011年12月から2012年4月までに行われたIASB会議の内容を報告する。本稿の掲載は3か月間の議論をまとめて報告することを目標にしているが、今回は原稿締め切りとの関係で、前後の2か月分も加えて5か月分の掲載となる。

## 報告対象会議

- 2011年12月13日～16日 (FASBとの合同会議およびIASB単独会議)
- 2012年1月25日～27日 (同上)
- 2012年2月27日～3月2日 (同上)
- 2012年3月20日～21日 (同上)
- 2012年4月16日～19日 (同上)

## 金融商品会計 (IFRS第9号【分類と測定】の再検討)

### プロジェクトの範囲

IASBは11月の審議会において、IFRS第9号(分類と測定)の限定的な改善の実施、リオープンを行うことを決定したが、12月の審議会(IASB単独)においてそのプロジェクトの範囲の検討が行われた。IFRS第9号のリオープンはいくまでも限定的な改善であり、全面的な基準の作り直しではない。このため、

検討の対象とする範囲をあらかじめ決定しておく必要がある。検討の結果、今回の検討の対象となる問題点は次の3つに絞られた。

Up-dateには以下のように記載されている。

- ・ **商品特性のテスト。原則をどのように適用する趣旨かを明確化するため、追加の適用ガイダンスを提供すべきかどうかを決定する。**
- ・ **金融資産の区分(商品特性のテストについて提供する追加のガイダンスを検討した後とする)**
- ・ **一部の負債性金融商品についてのOCI利用の拡大又は第3の事業モデル**

議論になったのは資本性金融商品、すなわち株式の取り扱いである。資本性金融商品に関しては2つの論点がある。1つは日本の持ち合い株を念頭に置いた戦略投資株の扱いであり、もう1つは、非上場株の評価方法である。IFRS第9号においては、資本性金融商品についてはFVTOCI(公正価値で評価し、簿価と公正価値評価額との差額を其他包括損益に計上する)を選択できる。ただし、一度FVTOCIを選択した場合はその後の評価方法を変更することができ

ず、かつ、OCIについては売却時であってもしサイクルすることができない。

戦略投資株については、これを定義することができないため、全ての資本性金融商品について、このような選択的な処理を認める形となっている。ただし、このような規定はUS-GAAPにはなく、コンバージェンスということ考えた場合には大きな障害となる可能性がある。このため、今回のリオープンに当たって、この戦略投資株の扱いを対象にするかどうか議論となった。しかし、戦略投資株の議論をリオープンするとなると、日本にとっては非常に大きな影響がある。なぜならば、もしリオープンした場合は、US-GAAPとのコンバージェンスの観点から、全てFVTPL(公正価値で評価し、簿価と公正価値評価額との差額を損益に計上する)になる可能性が高い。そうすると日本の企業が保有する持ち合い株については、その公正価値の動きが全て純損益に影響することとなる。このため、US-GAAPとのコンバージェンスを目的とした性急な議論は大変危険である。

もう1つの非上場株式の公正価値

評価の問題は、現行のIFRS第9号において、資本性金融商品については例外なく全て公正価値評価をすることが求められており、非上場株式についても取得原価を使用することが認められていないことに対する見直しを行うかどうかという問題である。本件については、公正価値評価が困難な非上場株式の場合、大変な実務負担が伴うので、このルールを維持することについて、中国や日本から多くの懸念が寄せられている。

以上の論点について議論した結果、8対7の僅差により、資本性金融商品については今回のリオープンの対象としないことが決定された。ただし、非上場株式の公正価値評価に関しては実務上の問題に対する対応が必要であるため、それを別の方法で補うことをスタッフに指示した。

Up-dateには以下のように記載されている。

さらに、審議会は、公表市場価格のない資本性金融商品の公正価値の算定方法に関する詳細なガイダンスを、IFRS第13号「公正価値測定」に関して作成する教育文書に含めることを検討することを、暫定的に決定した。

#### ■ FASBとの共同審議

本テーマに関して2011年12月まではIASB単独で審議をしていたが、2012年1月からコンバージェンスに向けて、IASBとFASBと合同で審議を行うことになった。同年1月の審議においてはテクニカルな議論は行われなかったが、IASBとFASBが重要な差異の解消に向けて議論することが確認された。

Up-dateには以下のように記載されている。

両審議会は、重要な差異の削減に

向けて、分類及び測定モデルの特定の側面を共同で再審議することを決定した。両審議会は、以下の差異について議論することを決定した。

1. 商品の契約上のキャッシュ・フローの特性

2. 金融資産の区別の必要性及び必要性を追求する場合の区別の基礎

3. 考える第3の分類カテゴリー（その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の基礎及び適用範囲

4. 上記による派生的な影響（例えば、開示又は金融資産に関する決定を踏まえた金融負債のモデル）  
両審議会は、各論点を共同で議論し、変更があるとすれば、どのような変更をそれぞれの個々のモデルに対して行い、互いの公開草案に組み込むかを議論することを暫定的に計画している。

#### ■ キャッシュ・フロー特性

ただし、上記の文書の中の重要なポイントとして留意すべきは、本件については、収益認識基準のような共同でのほぼ同一の基準案とはならず、差異が残る別々の公開草案となることが前提となっていることである。

2月の合同審議会ではキャッシュ・フローの特性に関する議論が行われた。現行のIFRS第9号では、金融資産は、その契約条項が、元本と元本残高に関する利息の支払い（元利：P&I）のみであるキャッシュ・フローを特定の日に生じさせるならば、FVPL以外の測定カテゴリーに適格となる可能性があるとしている。その評価を行う目的上、利息は、「特定の期間の貨幣の時間価値の対価と元本残高に関連する信用リスクの対価」であるとしている。

一方で、FASBの現時点でのモデルでは、このキャッシュ・フロー特性については深く議論がなされていないため、今回の議論において、FASBがIASBの議論に合意できるかどうかということが1つの焦点であった。

議論の結果、現行のIFRS第9号において指摘されているいくつかの問題点を解決するための改善を加えたモデルについて、FASB側も合意し、キャッシュ・フロー特性に関してはFASBとIASBとで同一のモデルとなる。

Up-dateには以下のように記載されている。

両審議会は、金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息（P&I）の支払のみのキャッシュ・フローが特定の日に生じる場合、金融資産は、（それが保有される事業モデル次第で）純損益を通じた公正価値（FVPL）以外の測定カテゴリーに適格となり得ると暫定的に決定した。利息は、特定の期間における元本残高に関する貨幣の時間価値と信用リスクの対価である。元本は、当初認識時に保有者により移転される金額と理解されている。

なお、現在指摘されているのは、金利支払のミスマッチ等がある商品の扱いが不明確であるという点である。具体的には金利改訂の特徴を伴う変動金利で、改訂の頻度が、金利の期間と整合しない（例えば、金利が毎年、5年物レートに改訂される。）場合の扱いである。このような場合、利息と元本との関係が、必ずしも特定の期間の元本残高の貨幣の時間価値と信用リスクの対価とびったり一致しない場合がある。こうしたズレが生じた場合に、キャッシュ・フロー

要件の適用をどの程度厳格に運営するかということが1つの論点であった。

この問題に対して、2月の議論では、まず、金融資産が3つの構成要素（元本、貨幣の時間価値、商品の信用リスク）のみなのか、それ以外の要素が含まれているかを最初の判断材料とし、この3つの要素以外を含んでいる場合には、公正価値評価が妥当ということを確認した。その上で、構成要素が3要素しかないが、その要素の係りに調整（あるいは修正）を加えている場合、その調整の影響についての評価が必要であるとした。

その調整の影響の評価は、同一の条件でP&I（元本と利息のみ）しか含まないベンチマークと比較することによって行われる。そして、その差異が重要ではないといえない場合は、公正価値評価が求められる。

Up-dateには以下のように記載されている。

**両審議会は、企業が、P&Iの間の経済的関係の修正の影響を評価するため、評価対象の金融資産と、P&Iのみのキャッシュ・フローを含むベンチマーク商品とを比較する必要があると暫定的に決定した。適切なベンチマーク商品は、同一の信用度かつ同一条件の契約である（ただし、評価の対象となる契約上の条件は除く）。**

**両審議会は、ベンチマーク商品と評価対象の商品のキャッシュ・フローの間の差異が重要でないとはいえない場合、その契約キャッシュ・フローはP&Iのみではないため、当該商品をFVPLで測定しなければならないと暫定的に決定した。**

この改定案によって、これまでと

もすれば、金利条件にわずかでもズレがあれば償却原価としては非適格であるとされるような厳格すぎる適用は避けられ、多くの問題が解決されるものと思われる。しかし、一方で判断の余地が広がり、実務上難しい判断を迫られるケースも出てくる可能性がある。特に日本のように長期間にわたり実質ゼロ金利が継続しているような経済環境下では、名目上の契約条件のズレが多少大きくても、実質的にはほとんど影響がない場合もある。ただし、将来の金利変動に対する潜在的な影響という意味では重要な影響があるともいえ、実際の運営に当たっては十分な議論が必要であると思われる。

3月はこの分野での議論はなく、4月の合同会議では事業モデルによる評価と金融資産および金融資産の分離（bifurcation）について議論した。

#### ■ 事業モデル

金融資産を償却原価で評価する事業モデルを定義することは、大変重要である。なんとなれば事業モデルの定義次第で、償却原価として処理する金融資産の範囲が大きく異なるからである。特に問題となるのが負債証券の扱いである。IFRS第9号の考え方では、負債証券であっても、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有することを事業モデルとしている場合は、償却原価での評価となる。

一方、FASBは市場において取引され、公正価値が容易に入手できる負債証券については、できるだけ公正価値で評価されるような仕組みを作るべきであるという考え方が強い。そのため、償却原価で評価する金融資産は、貸付金タイプに限定される

よう信用管理し、貸付条件の修正などができるかどうかといった点に注目する。ただし、このようなFASBのアプローチは、事業モデルによる分類というよりは、事業活動による分類に近い。その理由は、FASBの多くの理事たちが取得時のモデルだけで判断することの脆弱性を指摘していたからである。すなわち、それは、事業モデルというものは変わり得るものであり、より客観的な判断基準が必要という趣旨からである。

私も個人的には、事業モデルのみで判断することはやや危険であると感じている。例えば、事業モデルのみに依存した場合、全く同じ数量の国債を、全く同じ日に同じ金額で購入した場合、事業モデルが異なるという理由だけで、全く異なる会計処理が可能になる。もう少し客観的な判断基準が必要であると思う。個人的には、本来は個別の資産の性質に着目した評価基準の方がいいのではないかと考えている。しかしながら、事業モデルによる判断も重要であり、これを無視することもできない。FASBの案が事業モデルのスタイルをとりながら、客観性を取り入れるために事業活動に注目するというスタイルになっているのは、こういったことも考慮してのことではないかと推察する。

以上のことを背景に、4月の会議はやや平行線となった。最後は若干FASBが折れる形で、現行のIFRS第9号の考え方をベースにして、始業活動などの客観的な指標をガイダンスとして加えるような形で決着した。

Up-dateには以下のように記載されている。

**両審議会は、事業モデルの目的が契約上のキャッシュ・フローを回収**



するために資産を保有することである場合には、当該金融資産は償却原価に適格となると暫定的に決定した。両審議会は、金融資産が償却原価測定に適格となるのを妨げることとなる事業活動の種類及び売却の頻度と性質に関する追加的な適用ガイダンスの提供により、「回収のための保有」という主たる目的を明確化することを暫定的に決定した。

4月の会議では金融資産の分離についても、重要な議論が行われた。過去の経緯などもあり、さまざまな選択肢を俎上に乗せた議論となった。詳細は割愛するが、結論は実質的なIFRS第9号の維持に落ち着いた。

## 金融商品会計（減損）

### ■ 予想損失アプローチとは

金融商品会計（減損）については、3つのカテゴリーによる予想損失アプローチについての具体的な議論が続いている。

12月の会議ではバケット1の当初認識についての議論をし、一定の結論が出たが、その後その定義が分かりづらいといったフィードバックが多く、誤解されている部分もあるため、4月に改めて、予想損失の意味と、バケット1の測定アプローチの明確化を行った。そのため、本項ではまず4月のUp-dateの内容を先に紹介する。

4月のUp-dateでは、予想損失の見積りについて以下のような記述となっている。

両審議会は、予想信用損失の見積りは次の点を反映しなければならないことを明確化した。

a. 将来の見積りを行う際に関連性があると考えられるすべての合理

的かつ支持し得る情報

b. 起こり得る結果の範囲並びにその結果が起こる可能性及び合理性（すなわち、単なる「最も可能性の高い結果」の見積りではない。）

c. 貨幣の時間価値

両審議会は、企業は予想信用損失の見積りに際し、過度なコストと労力なしに合理的に利用可能な情報を考慮しなければならないことを明確化した。

また、バケット1の測定に関しては、以下のような記述となっている。

両審議会はまた、バケット1の測定アプローチを、「損失事象が今後12か月の間に予想される金融資産に関する予想損失」として定義することも明確化した。

バケット1アプローチをさらに説明する際に、両審議会は次の点を示した。

a. 予想損失は、今後12か月における損失事象の可能性を伴う金融資産について、その存続期間にわたって予想される資金不足（すなわち、すべての損失の内容）である。すなわち、測定される損失は、今後12か月の間の資金不足のみではない。

b. 全期間の損失の見積りでは、遠い将来の期間の詳細な見積りを要求すべきではなく、予測期間が長くなるにつれて見積損失の予測に際して必要な詳細さの程度は小さくなる。

c. さまざまなアプローチを予想損失の見積りに使用することができる。これには、「損失事象に関する12か月の蓋然性」を明示的にはインプットとして織り込まないアプローチも含まれる。

このように、改めて定義をし直し

た背景について若干補足したい。

そもそも予想損失アプローチは、主に金融機関におけるリスク管理手法を最大限活かすことを前提として会計処理のモデルを開発してきた。通常、大手の金融機関はそのリスク管理に一定の統計的手法を用いている。一方で、IFRSが対象とするのは、必ずしも大手金融機関のみではない。このため、現在開発している予想損失アプローチが、あたかも、大手の金融機関以外に対しても、大手の金融機関同様の統計的手法を強要しているように誤解されるおそれがある。このため、4月の会議では予想損失の見積りの趣旨を簡潔な文言によって明確化することを試みた。やや抽象的な文章ではあるものの、左記上段のbにあるとおり、結果の範囲を想定し、その中で可能性と合理性を分析せよということが明確に書かれている。すなわち、当てずっぽうではなく、可能性の上限と下限を区切り、その中でいくつかの（2つ以上の）シナリオを比較して合理性を判断せよとの趣旨である。ただし、その際に過度なコストと努力なくして合理的に利用可能な情報を考慮することを明確にした。

### ■ バケット1の測定

次にバケット1の測定についてであるが、ここでの重要なポイントは、12か月の予想損失の意味である。この概念は、金融機関でリスク管理を専門としている人以外には実は分かりづらい概念である。通常、12か月の予想損失というと、今後12か月以内に発生する損失をイメージする。しかし文章を正確にみていただくと、『損失事象が今後12ヶ月の間に予想される金融資産に関する予想損失』という表現となっている。



これを具体的に分解すると、まず、バケット1測定においては資産をポートフォリオで管理していることが前提となる。そのポートフォリオの中で、なんらかの損失事象、すなわち支払遅延などのトリガー・イベントが12か月以内に発生する可能性のある個別債権について、その債権のライフタイムで発生する全損失を見積もることを意味している。例えば、100の個別債権のグループをポートフォリオとして管理していた場合、12か月以内に支払遅延を起こしそうなものが、100のうち3つあるとすると、その3つの個別債権についてはライフタイムで発生する損失を見込んで、それをポートフォリオの予想損失とするということである。

#### ■ バケット2、3の測定

時系列が前後するが、12月の会議において他にいくつか重要なことが決定された。1つは全期間損失の認識についてである。バケット1からいつバケット2、3へ移行するかのタイミングを決定するためには、全期間損失の認識を行うための要件を明確化する必要がある。

その要件を以下のUp-dateの記述のように決定した。

今回の会議では、両審議会は、当初認識時以降に重要でないとはいえない信用の質の悪化があり、かつ、デフォルトの可能性が、少なくとも契約上のキャッシュ・フローが回収されないことが合理的に起こり得るというものである場合に、全期間の予想損失の認識が適切である（すなわち、金融資産がバケット1から移転される）と決定した。両審議会は、スタッフに、「合理的に起こり得る」の要件がGAAP（特に米国会計基準）において現時点で解釈されている可

能性のある方法とは異なり、主として資産が悪化するにつれてそのキャッシュ・フローの不足の可能性が加速度的に上昇し始める時点を参照していることを示す例示を開発することを指示した。

下線は筆者が加えたものであるが、この下線部分の表現が重要である。ここでは2つの要件を示している。

- ① 重要ではないといえない信用の質の悪化 (more than insignificant deterioration)
- ② 契約キャッシュ・フローが回収されないことが、合理的に起こり得る (reasonably possible that the contractual cash flows may not be recoverable)

この2つの要件で表現したかったポイントは、「キャッシュ・フローの不足の可能性が加速度的に上昇し始める時点」ということである。これは、ホッケー・スティックのくびれともいわれるポイントであり、そのポイントをとらえてバケット1からバケット2へ移行すべきであるとの趣旨である。

また、12月の会議においては、バケット2とバケット3の相違についても議論された。論点としては、信用の質の悪化の程度に応じてバケット2と3を区分するのか、あるいは信用の質の悪化の程度とは関係なく、評価の単位に基づいて分類すべきなのかであるが、これについては、評価の単位に基づいて分類することとした。すなわち、バケット2にはグループベースで評価された資産が含まれ、バケット3には個別ベースで評価された資産が含まれる。

さらに、12月の会議では無視できない重要な決定が行われた。それは、市場で取引される負債性金融商品に

ついて、特別なルールを設けないことを決定したことである。これは何を意味するかというと、国債など明確な公正価値のインデックスがある債券投資などにおいて、その市場価格が下がっていったとしても、その市場価格だけを指標にして減損することはしないということである。もちろん、公正価値は減損の可否を判断する重要な指標であるが、それだけで判断するのではなく、あくまでも基本は貸付金などと同じ1つの原則に基づいて減損損失を認識することになる。

#### 金融機関以外の売掛債権について

2月の会議において、売掛債権についても予想損失アプローチを適用するのか、それとも売掛債権については従来どおりの発生損失アプローチを適用し続けるのかということを議論した。そもそも金融商品会計（減損）の見直しの最大の目的は、金融危機への対応であり、金融機関の健全性の改善である。一方で、売掛債権について現行の発生損失アプローチに問題があったという指摘はない。金融機関の会計処理を改善するために、金融危機に必ずしも直接関係のなかった売掛債権の会計処理まで変更する必要があるのかという議論である。さらに、金融機関のみを対象として開発した会計モデルを非金融機関以外にまで適用することによる混乱はないのかという検証が必要である。特に、売掛債権のうち、重要な財務要素がないもの、すなわち通常の売買取引などにおいて発生する売掛金については、その取引件数は膨大であり、ほとんど全ての企業が影響を受ける。金融機関の会計



処理のみを修正すれば足りるものを、膨大な企業数を巻き込んだ改定にする必要があるのかという点が焦点になる。

2月の会議にて私は、売掛債権、特に重要な財務要素がない売掛債権に予想損失アプローチを採用することについて、上記の理由から猛然と反対した。この私の主張に対してはFASBの中にも同調してくれる理事もおり、2月の会議では結論は出さず、さらなる調査を行うこととなった。その後スタッフとも何度か打ち合わせを行い、また、ASBJの協力も得て日本の関係者の意見も聴取し、かつ、4月に行われたASBJとIASBとの定期協議でもこの問題を取り上げ議論した。その結果、仮に、発生損失アプローチが予想損失アプローチに変更されたとしても、日本の実務の実態と照らして、あまり大きな影響がないことが分かってきた。

一方で、売掛債権を発生損失のままですると、金融商品会計（減損）は2モデルとなり、2モデルの区分をどのように行うかという新たな問題が発生する。したがって、2モデルにすることによって予想されるマイナスと、予想損失アプローチに変更することへの実際の実務的影響を比較した場合には、将来ということを考えれば、後者の方が影響が少ないと思われる。このため、私は2月には予想損失アプローチを売掛債権にまで適用することについて反対したが、4月の会議では賛成することとした。

Up-dateには以下のように記載されている。

2012年2月の会議で、両審議会は、**予想損失モデルをそれらの売掛債権に適用すべきかどうかの決定を前提**

**として、予想損失アプローチの一般的な適用方法を暫定的に決定し、予想損失モデルがそれらの売掛債権について運用可能かどうかを評価するようスタッフに要請した。この評価が4月の会議における議論の基礎となった。双方の会議における議論に基づき、両審議会は、重大性のある財務要素がない売掛債権には、予想損失モデル（引当マトリックスを用いることができるという実務上の簡便法を含む）を適用すべきであると暫定的に合意した。**

なお、4月までの議論をもって、金融商品会計（減損）については枠組みが完成した。今後は開示などの詳細部分についての詰めの作業に入ることになる。

### リース会計（借手側）

リース会計の借手側については、2011年5月に単一モデル（実質的なファイナンスリースへの一本化）とすることを決定し、議論を終了した。予定ではその決定に基づいて再公開草案のドラフティング作業に入るはずであったが、市場関係者からの強い懸念表明を受けて、借り手側の会計モデルを再検討することとなった。市場関係者からの懸念は主に損益認識にかかる部分であった。ファイナンス・リースに一本化することにより使用権資産（ROU）がバランスシートに計上されることについては大きな異論はなかったが、損益認識について費用認識（金利費用）がトップヘビーとなることについて違和感があるとの指摘が非常に多かった。現行オペレーティング・リースで処理されているリース取引の多くは必ずしもファイナンスのみの取引では

なく、リースの便益はリース期間にわたり均等に費消されている。したがって、今の提案されている会計処理案では経済実態を正しく表すことはできないという指摘である。

このような指摘を受けて、スタッフは2011年末から改善案を準備し、リースワーキンググループなどにおいてのヒアリングを重ねた上で、2012年2月の会議において、現行の提案に代わるものとして、原資産アプローチと利息償却アプローチの2つのアプローチを提示した。その提案内容は以下のUp-Dateの記述のとおりである。

1. **原資産アプローチ（アジェンダ・ペーパー 2 C/227に記述）。**このアプローチでは、借手は、リース期間にわたって、原資産であるリース資産の費消の見積りに基づいて使用権資産を償却することになる。したがって、費消割合が高いほど、損益計算書上の影響は、原資産の購入とそのため独立の資金調達から生じるものと類似することになる。費消割合が低いほど、損益計算書上の影響は、現行のオペレーティング・リースの会計処理における賃貸費用のパターンに類似することになる。両審議会は何ら正式な決定はしていないが、IASBは、このアプローチが運用可能かつ有用と確認されるのであれば、このアプローチを好む考えを示した。

2. **利息償却アプローチ（アジェンダ・ペーパー 2 C/227に記述）。**このアプローチでは、借手は、原資産であるリース資産のリスクと経済価値のほとんどすべてを借手に移転するリースについて、使用権資産を、将来の予想経済的便益



の費消パターンを反映する規則的な方法で償却することになる(2010年のリースの公開草案と整合する。)。原資産であるリース資産のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するものではないリースについては、借手は、次のような償却アプローチを使用することになる。通常、現行のオペレーティング・リースの会計処理における賃貸費用のパターンと類似することとなるパターンでリース費用の総額を認識する結果となるアプローチである。両審議会は何ら正式な決定はしていないが、FASBはこのアプローチを好む考えを示した。

この記述だけでは具体的にどういったアプローチが分かりづらいかと思われるので、簡単に解説を試みる。

現行のリース会計の最大の問題点はファイナンス・リースとオペレーティング・リースという2つの会計処理があって、その会計処理を具体的な数値基準(US-GAAP)などによって使い分けていることである。このことにより会計操作が可能になり、実態を歪めているというのがリース会計の問題である。その問題を解決するために、2011年の5月には1モデルに統一することを決定したのであるが、上述のような懸念により再検討することになった訳である。

原資産アプローチは2つの会計処理をクリアカットに使い分けるのではなく、リース契約の実態に応じて、その混合として表わすことを意図している。混合比率を把握するためにリース期間における資産の費消割合を用いる。すなわちリース期間中に原資産を費消してしまい、リース期間満了時には返却すべき原資産が残っていないようなリースは実態として

ファイナンス・リースである。一方で、土地のようにリース期間満了時まで何も費消していないリースはファイナンスの要素が少ない。このように、費消割合を用いることによって、2モデルの欠点を克服し、実態どおりの会計処理ができることが、このアプローチの最大の利点である。ただし、大きな問題点として、はたしてリース期間満了時の原資産価格の見積りが実務上可能なかどうかということがある。

一方で、利息償却アプローチは原則として2モデルである。必ずしも正確ではないが、簡単にいえば、現行のファイナンス・リースについてはファイナンス・リースのままとし、現行のオペレーティング・リースについては、使用権資産とリース負債の計上は行うが、費用認識についてはオペレーティング・リースと同じ均等で認識するというアプローチである。ただ、実際には処理はもう少し複雑である。というのは、このアプローチでは、リース負債の計上に伴って利息費用の計上はトップヘビーとなるので、それを打ち消すような形で使用権資産の償却を過償却することになる。さらに2モデルを維持するために、2モデルの使い分けの問題は解決しない。

このように提案された2つのアプローチは一長一短であり、2月の会議では結論は出なかった。私は個人的には原資産アプローチが優れていると考えている。それは、このアプローチがリース契約の実態に応じた会計処理を行い、2モデルの問題点への対処を試みているからである。

2月の会議の後、スタッフは世界各国の関係者を対象に精力的なアウトリーチ活動を行っている。日本に

おいてもリース事業協会、日本不動産協会など主な関係者に対するヒアリングが行われた。これらのアウトリーチの回数は20数回に及んでいる。これらのアウトリーチの結果を踏まえて、5月にもう一度、方向性に関する議論を行う予定である。5月の会議はビデオ会議で行う予定であったが、予定を変更し、ビデオ会議ではなくノーウォークで合同会議を行うことになった。

## 保険契約

保険契約について、12月から4月の間に、保険料配分アプローチに関する適格基準、低頻度で高い重要度の事故に係る負債の測定、不利な契約、サービス業務の分離、裁量権のある有配当性を有する金融商品、会計単位、保険契約からの投資要素の区分、再保険、契約者貸付金や特約の扱いなどさまざまな議論が行われた。また、単一マージン、その他の包括利益(OCI)の使用についての教育的セッションが行われた。これらはいずれも重要な決定であり、今後の保険会計の行方を占う上で非常に重要なものばかりであるが、紙幅の関係上全ての詳細を紹介することができないので、今回は保険料配分アプローチに関する適格基準と、裁量権のある有配当性を有する金融商品の2点についてのみ、ごく簡単に要点だけを触れておきたい。

保険料配分アプローチに関する適格基準については、IASBとFASBとで概ね共通するものとなったが、保険料配分アプローチをあくまでもビルディング・ブロック・アプローチの近似であるとみなすIASBと、生命保険と損害保険は異なる経済活動



であるので、2つのモデルが必要であると考えるFASBとの溝は埋まらず、それぞれ異なる決定を行った。最も異なる点は、保険料配分アプローチを許容するのか要求するのかという点である。この点について、Updateでは以下のとおりの記述となっている。

*IASBは次のことを暫定決定した。*  
(中略)

*d. 保険料配分アプローチに適格な契約への当該アプローチの適用を、保険者に許容すべきであるが、要求すべきではない。*

*FASBは次のことを暫定決定した。*  
(中略)

*c. 保険料配分アプローチに適格な契約に当該アプローチを要求すべきである。*

もう1点触れておきたいのは、裁量権のある有配当性を有する金融商品についてである。これはDiscretionary Participation Featuresと呼ばれ、DPFと略されている。このDPFは日本ではあまりなじみがないが、欧州、特にイギリスの保険会社などでは多く使用されている。DPFは保険契約ではなく、いわば資金調達手段の1つで、利子の支払いの代わりに配当を支払う。しかも、その配当の支払いに関しては支払側の裁量によるので、equityの性質も持ち合わせているが、equityのように返済不要ではない。また、このDPFは保険会社以外の企業も発行することが可能である。したがって、本来DPFは保険負債として処理するのではなく、通常の金融商品として適切な会計処理がなされるべきである。しかしながら、現在、資本と負債の区分に関するプロジェクトは中断しており、DPFを資本として処理すべきなのか、

負債として処理すべきかは、明確ではない。

ところが、歴史的にこのDPFの多くは主に保険会社により発行されており、欧州では保険会計の範疇に入れられてきた。また、IFRS第4号においても、保険会計の対象となっている。このような経緯から、今この段階で、DPFをいきなり保険会計の対象から外してしまうと、多くの保険会社が発行しているDPFの扱いに問題が生じる。

一方で、DPFについては保険負債とみなすという決定をしてしまうと、保険会社以外の企業が発行するDPFについても保険会計を適用しなければならなくなり、保険会社以外の企業に保険会計を強要することになる。また、逆に悪用することも可能となる。

IASBが出した結論は、以下のUpdateの記述のとおりである。

*IASBは、来るべき保険契約基準を、保険者が発行する裁量権のある有配当性を有する金融商品に適用すべきであると暫定的に決定した。保険者以外の企業により発行された金融商品には適用すべきでない。*


ここで特筆すべきは、「保険者以外の企業により発行された金融商品には適用すべきでない」という文言が入ったことである。IFRSの大原則として業種別会計は作らず、そのために保険会計についても保険会社の会計では保険契約の会計としている。したがって、これまで保険会社にはある会計を要求し、保険会社以外の企業には別の会計を要求するということはしていない。今回のDPFに関する決定は非常に例外的な決定ではあるが、今後の議論への影響があり得ると思われる。

## おわりに

本文では全てを紹介することはできなかったが、保険会計におけるOCIの使用に関する教育的セッションでは非常に重要な議論が展開されている。また、同じく教育的セッションとして、アジェンダ・コンサルテーションの結果のフィードバック、公開草案「投資企業」に対するコメントレターのフィードバック、マクロヘッジの論点整理、あるいは、IFRS第8号「事業セグメント」の適用後レビューの作業方針の確認など、決定事項は伴わないものの、今後の基準開発のあり方を方向付ける重要な議論も多くあった。

さらに、個人的に重要だと感じているのが、IFRS解釈指針委員会の効率性・有効性のレビューである。これは評議委員会によるレビューとして関係者からの意見照会をしたものであるが、IFRS解釈委員会がもう少し機動的にさまざまな問題に対応できるように、アジェンダ基準などの改善を求める声が多かった。その声を受けて、アジェンダ・リジェクションの文言を少し解説的にすることや、教育的文書の充実など、さまざまな面からIFRIC解釈指針委員会での議論の共有ができるような工夫がなされることとなった。

このような改善は日本にとっては非常に重要である。今後、IFRS解釈指針委員会がより日本にとって身近な存在になることを期待したい。

教材コード J 0 2 0 6 5 9  
 研修コード 2 1 0 3  
 履修単位 1単位